

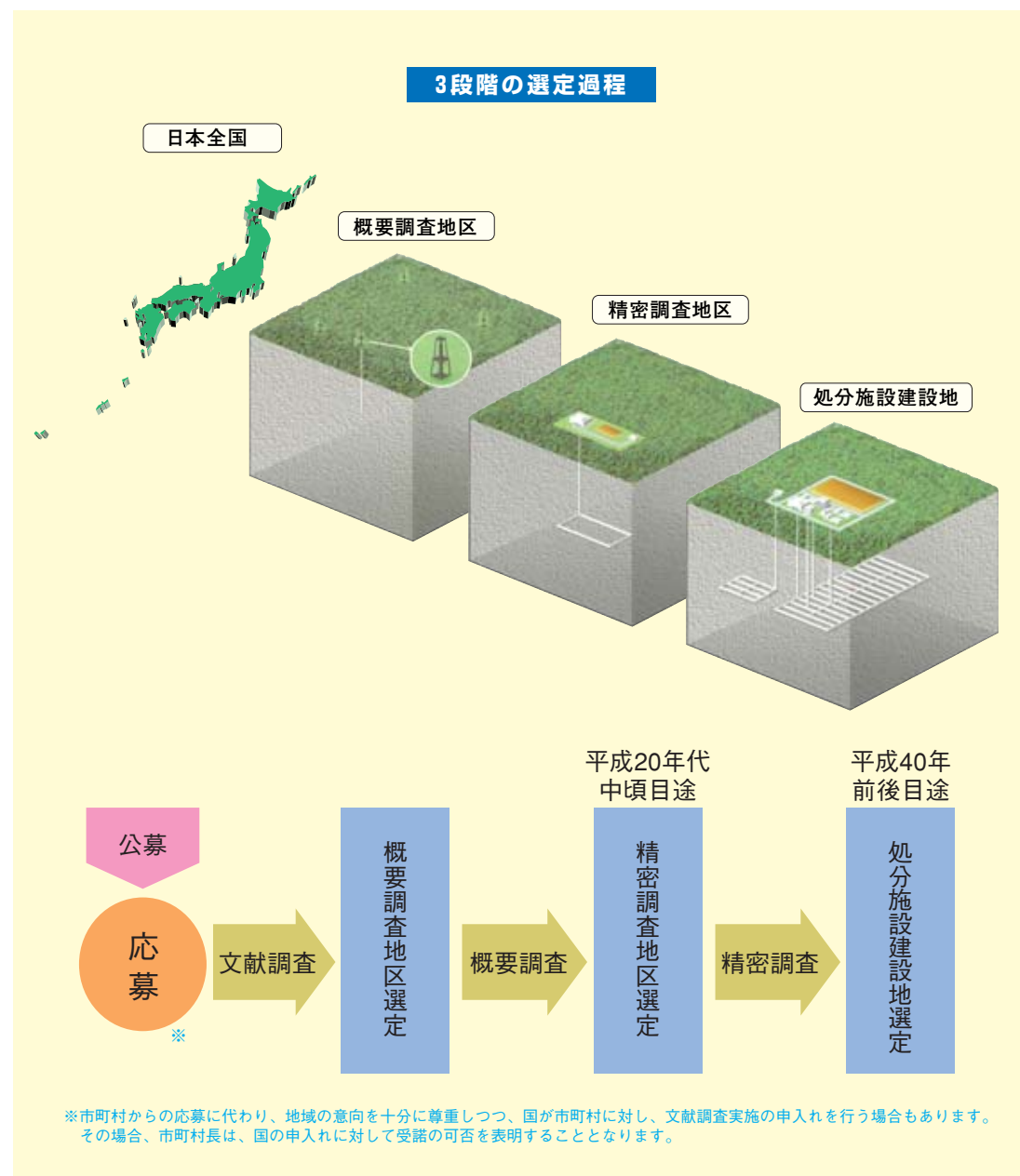
## 2 概要調査地区選定上の考慮事項

処分施設建設地は、最終処分法に基づき、

概要調査地区の選定→精密調査地区の選定→処分施設建設地の選定

の3段階の過程を経て選定されます。

このうち概要調査地区は、応募いただいた区域およびその周辺の地域を対象として実施する文献調査（公開されている文献その他の資料による調査）の結果に基づき、これらの範囲の中から選定します。



概要調査地区選定の目的は、文献調査で分かる範囲で、処分施設建設地としての適性が明らかに劣る地域を含まないように、概要調査を行う地域を選定することです。

概要調査地区の選定にあたっては、選定の理由が明確に説明される必要があります。

「概要調査地区選定上の考慮事項」（考慮事項）は、概要調査地区を選定する上で考慮する事項とその評価の考え方などを示したもので、最終処分法および同施行規則に示された概要調査地区の選定要件（法定要件）に基づくとともに、「高レベル放射性廃棄物処分の概要調査地区選定段階において考慮すべき環境要件について」（平成14年9月、原子力安全委員会）を踏まえて設定したものです。

考慮事項には、法定要件に関する事項と付加的に評価する事項があります。

### 法定要件に関する事項

●概要調査地区選定に関する法定要件に対する適格性を評価する事項

- ①地震（断層活動）に関する事項
- ②噴火（火山・火成活動）に関する事項
- ③隆起・侵食に関する事項
- ④第四紀の未固結堆積物に関する事項
- ⑤鉱物資源に関する事項

### 付加的に評価する事項

●法定要件に対する適格性が確認された地区を対象に、概要調査地区としての特性を総合的に評価し、必要に応じて相対比較を行う事項

- ①地層の物性・性状に関する事項
- ②地下水の特性に関する事項
- ③地質環境の調査・評価に関する事項
- ④建設・操業時における自然災害に関する事項
- ⑤土地の確保に関する事項
- ⑥輸送に関する事項